用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する基準」を「自己資本比率基準」に改め、「得られる比率」の下に「をいい、第一項第一号の「単体普通株式等Ｔｉｅｒ1比率」、「単体Ｔｉｅｒ1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち国際統一基準（前項に規定する国際統一基準をいい、銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に係るものに限る。）に係る算式により得られる比率」を加え、同条第五項中「前項に規定する基準」を「自己資本比率基準」に改め、同条第七項中「得られる比率」の下に「をいい、「単体普通出資等Ｔｉｅｒ1比率」、「単体Ｔｉｅｒ1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち当該算式により得られる比率」を加え、同条第八項中「得られる比率」の下に「をいい、「単体普通株式等Ｔｉｅｒ1比率」、「単体Ｔｉｅｒ1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち当該算式により得られる比率」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して二年を経過する日までの間における第一条の規定による改正後の金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令第五条第一項第一号イ及びロ、第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロの規定、第二条の規定による改正後の金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第十条の二第一項第一号イ及びロ、第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロの規定、第三条の規定による改正後の前払式支払手段に関する内閣府令第三十一条第一項第一号イ及びロ、第四号イ及びロ並びに第五号イ及びロの規定並びに第四条の規定による改正後の資金移動業者に関する内閣府令第十五条第一項第一号イ及びロ、第四号イ及びロ並びに第五号イ及びロの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

施行日から起算して一年を経過する日までの期間		
平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四・五	三・五
	六	四・五
四・五	四	五・五
六		

府令・省令

○内閣府財務省令第四号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十六条第二項及び第五十二条の三十三第二項の規定に基づき、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年八月七日

内閣総理大臣　野田　佳彦
財務大臣　安住　淳

銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府令第三十九号・大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表を次のように改める。

命令	自己資本の充実の状況に係る区分	
	海外営業拠点を有する銀行	海外営業拠点を有しない銀行
次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 一　資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二　配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 三　総資産の圧縮又は増加の抑制 四　取引の通常の条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金等の受入れの禁止又は抑制	非対象区分	
経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令	第一区分	国内基準に係る単体自己資本比率二パーセント以上四パーセント未満
	第二区分	国内基準に係る単体自己資本比率一パーセント以上二パーセント未満

	国際統一基準に係る単体自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	国内基準に係る単体自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲
	非対象区分	
	一　単体普通株式等Ｔｉｅｒ1比率四・五パーセント以上 二　単体Ｔｉｅｒ1比率六パーセント以上 三　単体総自己資本比率八パーセント以上	一　単体普通株式等Ｔｉｅｒ1比率四パーセント以上 二　単体Ｔｉｅｒ1比率六パーセント以上 三　単体総自己資本比率八パーセント以上
	第一区分	
	一　単体普通株式等Ｔｉｅｒ1比率二・二五パーセント以上四・五パーセント未満 二　単体Ｔｉｅｒ1比率三パーセント以上六パーセント未満 三　単体総自己資本比率四パーセント以上八パーセント未満	一　単体普通株式等Ｔｉｅｒ1比率一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満 二　単体Ｔｉｅｒ1比率一・五パーセント以上三パーセント未満
	第二区分	
	国際統一基準に係る単体自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	
	一　単体普通株式等Ｔｉｅｒ1比率一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満 二　単体Ｔｉｅｒ1比率一・五パーセント以上三パーセント未満	